

新中健第1602号

令和元年 6月20日

中央区自治協議会長 様

中央区健康福祉課長

(高齢介護担当)

新潟市老人憩の家指定管理者申請者評価会議委員の推薦について（依頼）

日ごろ、本市の高齢者福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、新潟市老人憩の家5施設「ひばり荘・沼垂荘・鳥屋野荘・山潟荘・米山荘」の管理運営につきまして、現指定管理者の指定が令和2年3月31日に期限を迎えるにあたり、令和2年4月1日以降の指定管理者を改めて指定する必要があります。

つきましては、指定管理者候補者の選定にあたり、地域の代表として貴自治協議会の委員から意見等をいただきたいため、健康・福祉の分野を担っている第2部会から、部会長をご推薦賜りたく、依頼申し上げます。

記

- 1 選定対象施設 新潟市老人憩の家「ひばり荘・沼垂荘・鳥屋野荘・山潟荘・米山荘」
- 2 会 議 名 新潟市老人憩の家指定管理者申請者評価会議
- 3 開 催 日 時 第1回 令和元年7月中旬（2時間程度 別途調整）
※現指定期間についての外部評価や業務仕様書案等の事前確認を行います。
第2回 令和元年10月中旬（1日程度 別途調整）
※申請者の評価を行います。
- 4 委 員 報 酬 13,000円（日額、所得税込）
- 5 注 意 事 項 被推薦者が、民間法人、社会福祉法人、NPO法人等団体の役員をされている場合は、別途ご連絡ください。
- 6 添 付 資 料 新潟市老人憩の家指定管理者申請者評価会議開催要綱

〈お問合せ先〉

中央区役所 健康福祉課

高齢介護担当：遠藤・横野・木伏

TEL：025-223-7216（直通）

FAX：025-223-7151

新潟市老人憩の家指定管理者申請者評価会議開催要綱

(目的)

第1条 新潟市老人憩の家（各区役所健康福祉課において別途評価会議開催要綱を制定する老人憩の家を除く。以下同じ。）の管理運営を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせるため、当該施設の指定管理者候補者（以下「候補者」という。）を選定するにあたり、関連する分野の学識経験者等外部の有識者から専門的な意見を聴取し、候補者選定の参考とすることを目的として、新潟市老人憩の家指定管理者申請者評価会議（以下「評価会議」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2条 評価会議は、次に掲げる事項について意見交換を行う。

- (1) 候補者の選定における業務仕様書や評価項目等に関する事項
- (2) 候補者の選定における申請内容に関する事項
- (3) 非公募により選定された指定管理者に対する所管課による指定期間を通じた評価に関する事項

(委員構成)

第3条 評価会議は、外部の有識者（学識経験者、地元有識者、公認会計士など）による委員をもって構成する。

2 会長は、委員の互選により決定する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指定する委員がその職務を代理する。

(第2条第2号に係る評価会議)

第4条 第2条第2号に係る評価会議は、申請者による事業計画等のプレゼンテーション及び意見交換会で構成し、必要に応じて事前に施設視察等を行う。ただし、候補者選定を非公募で行う場合は、この限りでない。

(第2条第2号に係る評価会議の評価方法)

第5条 評価会議の委員は、申請者を評価する場合には、他の委員の意見も参考にし、あらかじめ別に定める評価項目に基づいて、総合的に評価するものとする。

(会議の公開)

第6条 評価会議は公開とする。

2 申請者又は委員からの申し出があった場合及び評価会議における意見交換会については非公開とすることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は会議で知り得た情報等を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 評価会議の庶務は、各区役所健康福祉課において処理する。

(雑則)

第9条 その他評価会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年9月3日から施行する。
(新潟市老人憩の家指定管理者候補者選定委員会設置要綱の廃止)
- 2 新潟市老人憩の家指定管理者候補者選定委員会設置要綱(平成22年12月1日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成28年4月27日から施行する。